

所 管	消防本部予防課		
担 当	伊藤	問い合わせ	0573-26-0296

報 道 機 関 各位

恵那市感震ブレーカー設置促進補助金の実施について

地震発生時には、倒れた電気製品や損傷した配線などが原因となる「通電火災」が発生し、2次的被害を拡大させる恐れがあります。

感震ブレーカーは、一定以上の揺れを感知すると自動的に電気を遮断し、通電火災の発生を防ぐ防災機器ですが、認知度の低さと設置費用がかかるため、多くの家庭では設置に至っていません。このような現状から、設置普及の促進を図ることを目的として、設置費用の一部を補助する制度を創設します。本事業に必要な経費を9月補正で計上しますので、お知らせします。

記

1. 内容

共同住宅を除く住宅に設置する感震ブレーカーの種別に応じ、補助金を交付

2. 補助額

- (1) 分電盤タイプ（工事費含む） 設置費用の1/2 上限2万円
- (2) コンセントタイプ又は簡易タイプ 設置費用の1/2 上限2千円

3. 申請期間 令和8年10月～令和9年1月末

4. 予算措置（9月補正予算）

- 歳入 300千円（県感震ブレーカー設置促進補助金）
- 歳出 600千円（防火まちづくり推進事業費）



5. 補助対象となる設備

(1) 分電盤タイプ (JWDS007 付2規格適合品に限る)



(2) コンセントタイプ



(3) 簡易タイプ

